

健康福祉審議会	2020/8/7	資料4-2
第4回 地域福祉部会		

中野区居住支援協議会の設置について
～ご意見をいただきたい部分～

1 組織体制について

立ち上げの初年度は、住宅確保要配慮者の中でも不動産店等への相談件数が多いにも関わらず入居がスムーズにできていないと考えられる「低額所得者、高齢者、障害者」のフォロー体制を強化し、相談体制の基盤を固める方向です。

※地域包括ケア推進会議（住まい・住まい方部会）、不動産団体等へのヒヤリングを参考にしました。

○今後、住宅確保要配慮者として支援体制を組む必要があるのは、どういった方でしょうか。また、その理由もお聞かせください。

2 重点取組事項について

○資料4-1「2 重点取組事項」の他に必要だと思われる取組み事項はありますか。

3 居住支援協議会の周知方法について

○以下の周知方法、周知先以外で対象者に限らず、効果的な周知はありますか。

①全般向け周知

区報、区ホームページ

②大家さんへの周知

大家さんセミナーの開催、不動産店からチラシの配布

③関係機関等（介護サービス事業所、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、中野くらしサポート、居住支援団体等）への周知

チラシ配布、窓口でのチラシ設置

④行政間での周知

チラシ回覧、勉強会開催

4 個人情報の共有について

○福祉部局と住宅部局における「住宅確保要配慮者」に関する個人情報の共有は本人の同意がなければできませんが、個人に同意を得るための効果的な方法等アイデアがかまいませんのでお聞かせください。

5 ネットワークの構築方法について

他の自治体における居住支援協議会では、福祉部局、住宅部局の横断的な協力体制がなかなか組むことができず、どのようにネットワークを構築するかということが課題視されています。その理由としては、各団体、組織とも様々な日常業務がある中で「住宅確保要配慮者の入居促進（セーフティネット法）」に意識した業務が行われていないためではないかと考えられます。

○日頃より横断的な協力体制を築くにはどういったことが大切で、どういったことを実践すべきであると思われますか。

6 居住支援協議会に求めること

○これからの居住支援協議会に求める機能(案件)等がありましたらお聞かせください。